

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を次のように改正する。

（破線及び下線部分は改正部分）

改 正 後

別紙 1（第 4 条関係）無線局の局種別審査基準
〔第 1～第 8 略〕
第 9 航空機局
〔 1～5 略〕
6 電波の型式、周波数、占有周波数帯幅の許容値及び空中線電力の審査は、次の基準により行う。
〔(1)・(2) 略〕
(3) 希望する空中線電力は、別表 1 により指定し得るものであること。この場合、有効通達距離の定めのあるものについては、次のことを考慮するものとする。
〔ア 略〕
イ 気象レーダーは、性能指数 (PI) が次表に掲げる値以上であること。
PIの確認には製造業者等の資料を用いることとし、これにより難い場合は次式により求めること。ただし、令和 8 年 3 月 31 日以前に製造された航空機用気象レーダーであって、次式によりPIを求めることが困難又は不合理であると認めるものについては、この限りではない。
PI= Pt+2G+K+T-Pr
PI：性能指数
Pt：送信機出力端における尖頭電力(dBW)
G：空中線の絶対利得(dB)
K：0dB（送信周波数が5,350MHzから5,470MHzまでの場合）
-6dB（送信周波数が9,300MHzから9,500MHzまでの場合）
T：10log₁₀t（dB）
注 tは、送信パルス幅(μs)。
Pr：空中線接続端における最小受信電力(dBm)

航空機局の区別	性能指数 (PI) の基準値	
	送信周波数が5,350MHzから5,470MHzまでの場合	送信周波数が9,300MHzから9,500MHzまでの場合
巡航速度100ノット以下の航空機の航空機局	169	170
巡航速度200ノット以下の航空機の航空機局	182	182

改 正 前

別紙 1（第 4 条関係）無線局の局種別審査基準
〔第 1～第 8 同左〕
第 9 航空機局
〔 1～5 同左〕
6 〔同左〕

〔(1)・(2) 同左〕
(3) 〔同左〕

〔ア 同左〕
イ 気象レーダーは、次式により求めた性能指数が次表に掲げる値以上であること。
PI= $P_t+2G+K+2T+I-NF-B_f-2L_f$
PI：性能指数
 P_t ：送信機出力端における尖頭電力（d BW）
G：空中線の絶対利得（d B）
K： 0 d B（5,250MHzから5,400MHzまでの送信周波数の場合）
-6 d B（9,300MHzから9,500MHzまでの送信周波数の場合）
T：10 log₁₀^t（d B）
注 t は、送信パルス幅（μ s）。
 $I：3 \log_{10} \frac{\text{アンテナの水平面の主ふく射の角度の幅}}{\text{アンテナ垂直走査角}} \times PRF$ （d B）
注1 アンテナ垂直走査角は、メインローブについて度で測定された値。
2 PRF は、パルス繰返し周波数（H z）
NF：受信機の雑音指数（d B）
 $B_f：0$ （ $B \leq 1.5 / t$ のとき）

 $5 \log B t / 1.5$ （ $B > 1.5 / t$ のとき）
注1 B は、3 d B 低下の点で測定した受信機の通過帯域幅(MH z)
2 t は、送信パルス幅(μ s)
 L_f ：給電線損失（d B）

巡航速度350ノット以下の航空機の航空機局	190	190
巡航速度500ノット以下の航空機の航空機局	195	195
巡航速度650ノット以下の航空機の航空機局	199	200
巡航速度650ノットを超える航空機の航空機局	203	204

航空機局の区別	P I
巡航速度100ノット以下の航空機の航空機局	66
巡航速度200ノット以下の航空機の航空機局	78
巡航速度350ノット以下の航空機の航空機局	85
巡航速度500ノット以下の航空機の航空機局	90
巡航速度650ノット以下の航空機の航空機局	94
巡航速度650ノットを超える航空機の航空機局	98

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。